

令和元年度

石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

石川県商工労働部労働企画課

目 次

令和元年度賃金等労働条件実態調査

1 調査の内容	1
2 主な用語の説明	2

調査結果の概要

1 調査・集計対象	3
2 初任給	3
3 賃金	3
4 年間の休日・休暇	4
5 所定外労働時間について	4
6 育児休業制度	4
7 子の看護休暇制度	5
8 介護休業制度及び介護休暇制度	5
9 高年齢者の雇用について	6
10 非正社員の活用について	6
統計表	7
調査票	28

令和元年度賃金等労働条件実態調査

1 調査の内容

(1) 調査の内容

県内の企業における初任給、休日等の実態を把握し、公表することにより、企業の労務管理、労働者の福祉向上に資する。

(2) 調査の時期

令和元年 7 月 31 日現在

(3) 調査の対象

日本産業分類(平成 19 年 11 月改定)による次に掲げる産業のうち、県内に所在する常用労働者 10 人以上を雇用する 1,400 事業所。

なお、調査対象事業所は総務省の経済センサス母集団情報(平成 30 年次フレーム)を参考として、産業別(一部中分類)・規模別・地域別に無作為に抽出した。

ア 鉱業, 採石業, 砂利採取業

イ 建設業

ウ 製造業

エ 電気・ガス・熱供給・水道業

オ 情報通信業

カ 運輸業, 郵便業

キ 卸売業, 小売業

ク 金融業, 保険業

ケ 不動産業, 物品賃貸業

コ 学術研究, 専門・技術サービス業

サ 宿泊業, 飲食サービス業

シ 生活関連サービス業, 娯楽業〈家事サービス業を除く。〉

ス 教育, 学習支援業

セ 医療, 福祉

ソ 複合サービス業

タ サービス業(他に分類されないもの)〈外国公務を除く。〉

(4) 調査票回収数

賃金等労働条件実態調査 665 事業所(回収率 47.5%) 調査票…別掲 調査方法…郵送調査

※上記の中には一部の調査項目について未回答の事業所が含まれるため、統計表の事業所数と一致しない場合がある。

(5) 調査項目

① 新規学卒者の初任給……令和元年の新規学卒者学歴別初任給

中 学 卒

高 校 卒……事務系・生産職別

高専・短大卒……事務系・技術職別

大 学 卒……事務系・技術職別

② 賃金

③ 労働時間、休日・休暇

- ④ 育児休業・子の看護休暇・介護休業・介護休暇制度
- ⑤ 高齢者雇用
- ⑥ 非正社員の雇用管理

2 主な用語の説明

(1) 産業分類

日本標準産業分類によって分類した。

(2) 企業規模

各企業に雇用される常用労働者数により、下記のとおり規模をⅠ～Ⅴに分類した。

Ⅰ規模 …… 10人～29人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅱ規模 …… 30人～49人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅲ規模 …… 50人～99人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅳ規模 …… 100人～299人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅴ規模 …… 300人以上の常用労働者を雇用する企業

※ 常用労働者 …… 期間を定めずに雇用されている労働者

(3) 初任給

令和元年度に採用された新規学卒者で通勤手当を除いた基準内賃金

(4) 賃金

賃金とは、勤続年数に関係なく、現在勤務している者のうち単に特定年齢の人について、基準内賃金から通勤手当を差引いた額をいう。

(5) 就業形態

就業形態	説明
正社員	雇用している労働者のうち特に雇用期間を定めていない者。 なお、パートタイマー及び他企業への出向者は除く。
多様な正社員	正社員と比べ、配置転換や転勤、仕事内容や勤務時間などの範囲が限定されている正社員。
非正社員	正社員以外の労働者(契約社員、臨時的雇用者、パートタイマー、出向社員、派遣労働者、その他)をいう。
契約社員	専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用し、雇用期間の定めのある者。
臨時的雇用者	臨時的に又は日々雇用(日雇)している者で、1ヶ月以内の雇用期間の定めのある者。(雇用期間1ヶ月以内のアルバイト含む)
パートタイマー	正社員と1日の所定労働時間、1週の所定労働日数がほぼ同じ者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者で、パートタイマーその他これに類する名称で呼ぶ者。
出向社員	他企業から出向契約に基づき出向してきている者。(出向元に籍を置いているかどうかは問わない)
派遣労働者	労働者派遣法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律)に基づく派遣元事業所から派遣された者。
その他	上記以外の労働者。

(6) 統計表の符号について

[・] …… 該当のないもの [0] …… 単位未満の数字

(7) その他

調査対象事業所の抽出については、総務省の経済センサス母集団情報(平成30年次フレーム)を参考として無作為に抽出替えを行ったため、前年の数値と比較できない数値もある。

調査結果の概要

1 調査・集計対象〔第1表、第2表〕

(1)経済センサスの対象事業所から規模別、業種別、地域別の割合を考慮しながら調査対象事業所を抽出した。

(2)集計対象調査票回収数は665事業所(回収率47.5%)であった。

(3)集計の対象となった常用労働者数は、22,905人であった。

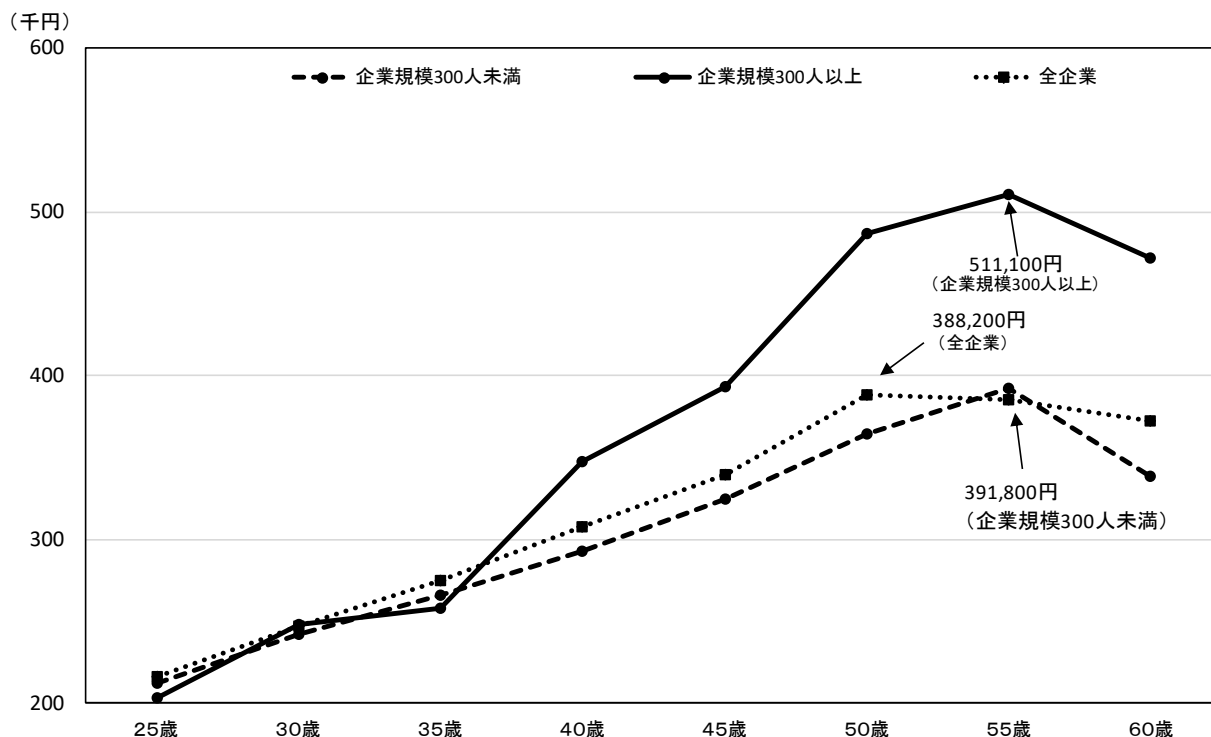
2 初任給〔第3表〕

全産業で見ると、平均で中学校卒業者は166,100円、高校卒業者の事務職等は169,600円、生産職は172,900円、短大・高専卒業者の事務職等は179,600円、技術職は184,600円、大学卒業者の事務職等は194,900円、技術職は197,400円となった。生産職、技術職が事務職等を上回る傾向にある。

3 賃金〔第4表、第5表、第6表〕

50～55歳に賃金のピーク(〔図1〕矢印の箇所)がある事業所が多い。企業規模別の賃金カーブは図1のとおり。

【図1】大卒正社員の年齢別平均賃金（企業規模別）

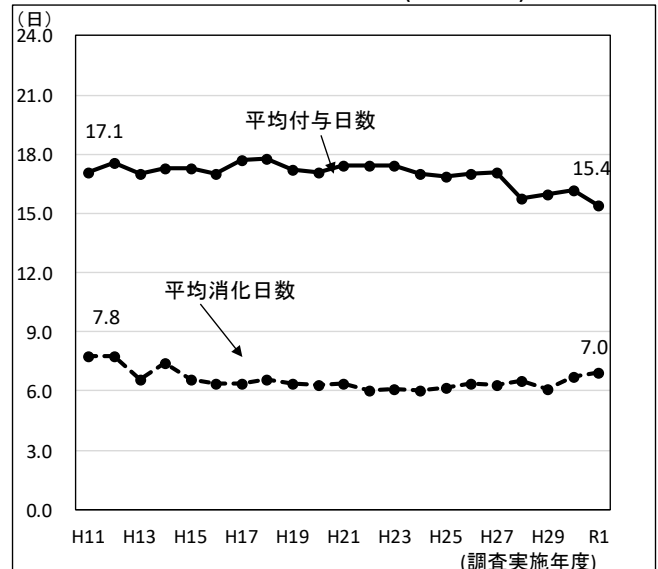


4 年間の休日・休暇〔第7表、第8表、第9表、第11表、第12表、第1図～第7図〕

年間の休日日数は、全産業・全規模の平均で105.1日、年次有給休暇の計画的付与を実施している事業所は45.3%であり、年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均5.5日、消化日数は平均7.0日であった。

- (1) 年間の平均休日日数は、全産業・全規模で105.1日であり、休日日数ごとの事業所の割合をみると、「70日未満」の事業所は全体の2.8%、「70～79日」は4.7%、「80～89日」は6.5%、「90～99日」は14.0%、「100～109日」は36.0%、「110～119日」は15.7%、「120日以上」は20.2%であった。
- (2) 年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均で15.4日であり、年次有給休暇の一人あたり消化日数は平均で7.0日であり、ここ20年間ほぼ横ばい。(図2)

【図2】有給休暇の一人あたり平均付与日数と平均消化日数の推移(H11～R1)



5 所定外労働時間について〔第10表〕

時間外労働に労働協定(36協定)を締結している事業所は87.6%であった。

時間外労働に労働協定(36協定)を締結している事業所数は、567事業所(87.6%)となっている。また、特別条項付きの36協定を締結している事業所数は、322事業所(50.4%)となっている。特別条項付きの36協定で1ヵ月の特別延長時間を定めている事業所のうち、「月45超～50時間」が35.6%と最も多かった。1年間の特別延長時間では、「月600超～720時間」が32.0%と最も多かった。

6 育児休業制度〔第13表、第14表、第15表、第16表〕

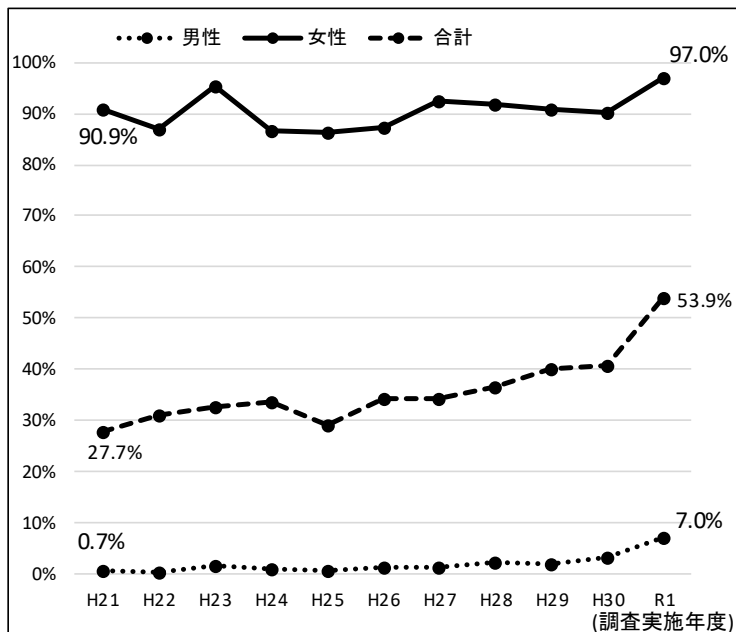
- ※ 育児休業制度は、労働者の申し出により、子が1歳に達するまでの間休業できる制度(一定の場合には、子が2歳に達するまでの間、取得することができる)
- ※ 出産または配偶者が出産した人数および育児休業の取得者数については平成29年度の状況を集計したもの

育児休業制度について、82.0%の事業所が就業規則等で規定しており、育児休業の取得率は、女性が97.0%、男性は7.0%となった。また、育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等で規定している事業所は62.8%、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定している事業所は66.8%であった。

育児休業制度を就業規則等で規定しているのは、533事業所(82.0%)であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数101人以上は100.0%、従業員数100人以下は81.0%であった。

また、集計対象事業所において、平成29年度に出産または配偶者が出産した人は571人、うち平成31年3月31日までに育児休業を取得した人は308人、取得率は53.9%である。これを男女別にみると、男性では配偶者が出産した人は273人で、そのうち育児休業を取得した人は19人、取得率は7.0%、女性では出産した人が298人で、そのうち育児休業を取得した人は289人、取得率は97.0%であった。

【図3】男女別育児休業取得率の推移(H21～R1)



さらに、育児を行う方のために設けられている育児休業以外の措置についてみると、育児のための所定外労働の免除を就業規則等で規定しているのは 392 事業所(62.8%)、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定しているのは 417 事業所(66.8%)となった。

育児休業の取得率について、10 年前(平成 21 年度)と比較すると、女性では 90.9%から 97.0%、男性では 0.7%から 7.0%、全体でも 27.7%から 53.9%へと上昇している。(図 3)

7 子の看護休暇制度 [第 17 表、第 18 表]

※ 子の看護休暇制度は、小学校就学前の子を養育する労働者の申し出により、1 年に 5 日まで、病気・けがをした子の看護のために取得することができる休暇

子の看護休暇制度について、59.9%の事業所が就業規則等で規定している。

子の看護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、379 事業所(59.9%)であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数 101 人以上は 94.1%、従業員数 100 人以下は 57.9%であった。

子の看護休暇制度の導入企業の推移

調査実施年度	H29	H30	R1
子の看護休暇制度の導入企業(%)	68.8	72.0	59.9

※制度導入企業とは、就業規則等に規定している企業です。

8 介護休業及び介護休暇制度 [第 19 表、第 20 表、第 21 表、第 22 表]

※ 介護休業制度とは、労働者の申し出により、要介護状態にある対象家族 1 人につき、常時介護を必要とする状態ごとに 1 回休業することができる制度(期間は通算して 93 日まで)。介護休暇制度とは、要介護状態にある家族の世話をを行うための短期の休暇制度(対象となる家族が 1 人...年 5 日、2 人以上...年 10 日)

介護休業制度については 73.8%、介護休暇制度については 63.8%の事業所が就業規則等で規定している。

(1)介護休業制度を就業規則等で規定しているのは、478 事業所(73.8%)であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数 101 人以上は 100.0%、従業員数 100 人以下は 72.3%であった。

さらに、集計対象事業所において、何らかの休業以外の措置を設けている事業所は 358 事業所(57.4%)、最も多く措置されているのは「1 日の所定労働時間を短縮する制度」で 303 事業所(46.8%)、次いで「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」が 114 事業所(18.3%)であった。

介護休業及び介護休暇制度の導入企業

調査実施年度	H29	H30	R1
介護休業制度の導入企業(%)	79.1	79.3	73.8
介護休暇制度の導入企業(%)	72.7	71.7	63.8

※制度導入企業とは、就業規則等に規定している企業

(2)介護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、404事業所(63.8%)であった。これを企業規模別の割合で見ると改正育児・介護休業法により平成24年6月30日以前から制度が義務付けられていた従業員数101人以上は100.0%であるのに対し、平成24年6月30日まで適用が猶予されていた従業員数100人以下は61.8%となっている。

9 高齢者の雇用について [第23表]

高齢者を雇用している事業所は、全体の75.0%であり、雇用形態としては「パートタイマー」が最も多い。

高齢者を雇用している事業所数は、488事業所となっている。また、その雇用形態としては、「パートタイマー」が262事業所で最も多く、次いで「正社員」170事業所、「契約社員」が147事業所となっている。

10 非正社員の活用について [第24表、第25表、第26表、第27表、第8図]

非正社員の正社員化については、人材確保の観点から雇用管理のあり方を、今後見直すことを考えている企業が全体の47.6%であった。

非正社員を正社員として登用した事業所数は、249事業所となっている。また、その人数は305人であり、契約社員が175人と最も多かった。

正社員化された非正社員の内訳は、「契約社員」が57.4%、「パートタイマー」が20.0%、「派遣労働者」が14.8%、「臨時的雇用者」が6.6%、「出向社員」が1.3%となっている。

就業形態ごとの活用理由について、正社員では「基幹的な業務を確実に実施するため」が88.9%、多様な正社員では「基幹的な業務を確実に実施するため」が5.7%、契約社員では「高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため」が22.9%、臨時的雇用者では「仕事(業務量)の繁閑に対応するため」が9.6%、パートタイマーでは「仕事(業務量)の繁閑に対応するため」が48.7%、出向社員では「基幹的な業務を確実に実施するため」が3.5%、派遣労働者では「仕事(業務量)の繁閑に対応するため」が13.4%、その他では「高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため」が3.5%とそれぞれ最も高い数値を示した。

統 計 表

第1表 集計対象事業所

()は%

産業別 規模別	全規模 (総数)	I～IV(10～299人)規模					V規模 300人以上
		小計 10～299人	I 10～29人	II 30～49人	III 50～99人	IV 100～299人	
全産業	665 (100.0)	661 (99.4)	470 (70.7)	100 (15.0)	58 (8.7)	33 (5.0)	4 (0.6)
鉱業，採石業， 砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	73 (11.0)	73 (11.0)	67 (10.1)	5 (0.8)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
製造業	120 (18.0)	119 (17.9)	79 (11.9)	23 (3.5)	11 (1.7)	6 (0.9)	1 (0.2)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	1 (0.2)	1 (0.2)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
情報通信業	12 (1.8)	12 (1.8)	4 (0.6)	3 (0.5)	2 (0.3)	3 (0.5)	0 (0.0)
運輸業，郵便業	46 (6.9)	46 (6.9)	32 (4.8)	11 (1.7)	1 (0.2)	2 (0.3)	0 (0.0)
卸売業，小売業	158 (23.8)	158 (23.8)	114 (17.1)	22 (3.3)	16 (2.4)	6 (0.9)	0 (0.0)
金融業，保険業	10 (1.5)	10 (1.5)	7 (1.1)	1 (0.2)	2 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
不動産業，物品賃貸	12 (1.8)	12 (1.8)	11 (1.7)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
学術研究，専門・ 技術サービス業	21 (3.2)	21 (3.2)	17 (2.6)	2 (0.3)	1 (0.2)	1 (0.2)	0 (0.0)
宿泊業，飲食サー ビス業	49 (7.4)	49 (7.4)	35 (5.3)	8 (1.2)	2 (0.3)	4 (0.6)	0 (0.0)
生活関連サービス 業，娯楽業	31 (4.7)	31 (4.7)	24 (3.6)	5 (0.8)	2 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
教育，学習支援業	25 (3.8)	24 (3.6)	16 (2.4)	1 (0.2)	4 (0.6)	3 (0.5)	1 (0.2)
医療，福祉	65 (9.8)	64 (9.6)	41 (6.2)	11 (1.7)	8 (1.2)	4 (0.6)	1 (0.2)
複合サービス事業	4 (0.6)	4 (0.6)	1 (0.2)	0 (0.0)	3 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
サービス業(他に分 類されないもの)	38 (5.7)	37 (5.6)	22 (3.3)	7 (1.1)	4 (0.6)	4 (0.6)	1 (0.2)

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第2表 集計対象労働者

()は%

産業別 規模別	全規模 (総数)	I～IV(10～299人)規模					V規模 300人以上
		小計 10～299人	I 10～29人	II 30～49人	III 50～99人	IV 100～299人	
全産業	22,905 (100.0)	20,528 (89.6)	7,875 (34.4)	3,812 (16.6)	4,054 (17.7)	4,787 (20.9)	2,377 (10.4)
鉱業，採石業， 砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	1,462 (6.4)	1,462 (6.4)	1,209 (5.3)	190 (0.8)	63 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
製造業	4,490 (19.6)	4,042 (17.6)	1,488 (6.5)	890 (3.9)	737 (3.2)	927 (4.0)	448 (2.0)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	34 (0.1)	34 (0.1)	0 (0.0)	34 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
情報通信業	677 (3.0)	677 (3.0)	78 (0.3)	106 (0.5)	125 (0.5)	368 (1.6)	0 (0.0)
運輸業，郵便業	1,246 (5.4)	1,246 (5.4)	496 (2.2)	413 (1.8)	82 (0.4)	255 (1.1)	0 (0.0)
卸売業，小売業	4,673 (20.4)	4,673 (20.4)	1,839 (8.0)	843 (3.7)	1,142 (5.0)	849 (3.7)	0 (0.0)
金融業，保険業	270 (1.2)	270 (1.2)	109 (0.5)	38 (0.2)	123 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
不動産業，物品賃貸 業	219 (1.0)	219 (1.0)	167 (0.7)	0 (0.0)	52 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
学術研究，専門・ 技術サービス業	536 (2.3)	536 (2.3)	279 (1.2)	66 (0.3)	77 (0.3)	114 (0.5)	0 (0.0)
宿泊業，飲食サー ビス業	1,495 (6.5)	1,495 (6.5)	471 (2.1)	319 (1.4)	156 (0.7)	549 (2.4)	0 (0.0)
生活関連サービス 業，娯楽業	688 (3.0)	688 (3.0)	379 (1.7)	189 (0.8)	120 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
教育，学習支援業	1,605 (7.0)	1,028 (4.5)	252 (1.1)	40 (0.2)	311 (1.4)	425 (1.9)	577 (2.5)
医療，福祉	3,291 (14.4)	2,489 (10.9)	731 (3.2)	432 (1.9)	535 (2.3)	791 (3.5)	802 (3.5)
複合サービス事業	260 (1.1)	260 (1.1)	23 (0.1)	0 (0.0)	237 (1.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
サービス業(他に分 類されないもの)	1,959 (8.6)	1,409 (6.2)	354 (1.5)	252 (1.1)	294 (1.3)	509 (2.2)	550 (2.4)

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第3表 学歴・職種別の初任給平均金額(産業別・全規模)

産業別	学歴別 中学校卒	高校卒	
		管理職 事務職 販売職	生産職
全産業	166,100 ^(円)	169,600 ^(円)	172,900 ^(円)
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-
建設業	180,000	181,600	185,200
製造業	156,800	162,400	165,800
卸売業，小売業	153,200	169,100	169,200
金融業，保険業	-	163,500	-
運輸業，郵便業	188,200	181,400	192,600
電気・ガス・熱供給・水道業	-	173,000	-
情報通信業	-	175,000	-
不動産業，物品賃貸業	210,000	164,500	184,400
学術研究，専門・ 技術サービス業	160,000	167,300	170,900
宿泊業，飲食サービス業	155,100	170,900	167,000
生活関連サービス業，娯楽業	169,600	183,800	168,200
教育，学習支援業	-	145,900	148,600
医療，福祉	166,600	163,700	163,600
複合サービス事業	-	148,800	147,200
サービス業 (他に分類されないもの)	170,100	180,100	178,900

短大・高専卒		大学卒	
管理職 事務職 販売職	技術職	管理職 事務職 販売職	技術職
(円) 179,600	(円) 184,600	(円) 194,900	(円) 197,400
-	-	-	-
198,500	198,500	210,900	210,000
174,400	177,100	189,900	193,100
182,300	182,800	196,600	196,600
170,400	-	208,100	-
194,900	214,000	205,800	217,900
-	-	-	-
184,300	186,500	199,000	202,700
160,000	195,000	210,600	196,800
180,500	185,900	201,600	205,300
178,700	178,900	192,000	192,800
173,600	188,000	206,400	185,200
159,900	165,700	175,400	184,600
168,700	178,400	179,800	189,500
161,500	160,700	177,900	176,200
188,200	194,400	196,900	200,300

※百円未満は切り上げています。「-」は、データが全くなかったものです。

学歴・職種・男女別ポイント賃金

第4表 全産業・全規模

学 歴 別 男女別 年齢別 (歳)	中 学 校 卒		高 校 卒			
	男 性	女 性	管 理 職 事 務 職 販 売 職		生 産 職	
			男 性	女 性	男 性	女 性
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
25	259,800	-	207,500	175,700	218,000	183,400
30	293,300	218,000	223,100	190,600	231,400	199,800
35	247,400	192,500	275,500	198,000	257,800	201,700
40	283,800	196,900	299,900	204,800	283,700	206,500
45	328,800	203,200	312,600	224,700	287,900	219,000
50	366,200	-	329,400	240,300	314,500	238,700
55	251,900	-	362,000	259,200	316,800	211,600
60	326,600	165,000	338,800	214,200	296,200	203,400

第5表 全産業・I～IV規模(10人～299人)

25	259,800	-	207,500	175,700	218,300	182,800
30	293,300	218,000	223,100	189,600	231,600	199,100
35	247,400	192,500	275,500	196,700	257,900	197,900
40	283,800	196,900	299,900	202,600	282,000	204,400
45	328,800	203,200	311,100	222,200	288,000	217,200
50	366,200	-	327,900	240,500	314,500	237,100
55	251,900	-	360,400	259,200	315,900	211,600
60	326,600	165,000	338,800	214,200	296,200	203,400

第6表 全産業・V規模(300人以上)

25	-	-	-	-	201,900	192,600
30	-	-	-	213,800	222,500	212,400
35	-	-	-	226,800	252,600	228,100
40	-	-	-	271,200	336,200	233,900
45	-	-	391,500	321,600	281,100	256,100
50	-	-	402,500	233,600	-	264,600
55	-	-	429,600	-	370,300	-
60	-	-	-	-	-	-

※「-」は、データが全くなかったものです。

短大・高専卒				大学卒			
管理職 事務職 販売職		技術職		管理職 事務職 販売職		技術職	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
205,000	198,200	218,300	197,300	221,000	200,600	222,700	212,100
244,600	194,700	226,200	225,300	261,800	220,700	245,000	237,100
277,400	214,100	264,900	238,200	291,200	232,800	273,900	260,400
289,300	228,500	281,200	245,100	319,800	287,300	310,000	246,500
354,200	240,700	343,000	311,500	357,200	282,600	342,200	290,000
371,100	241,300	369,300	293,600	397,200	307,400	430,000	299,900
402,300	368,600	354,300	302,000	399,800	297,100	396,200	303,300
322,300	262,500	288,700	270,500	415,900	343,600	322,100	386,000

205,000	198,200	218,300	197,300	221,000	201,800	222,600	211,400
244,600	194,700	222,400	225,300	262,300	217,600	244,600	235,800
277,400	214,100	262,100	235,100	292,200	232,400	273,900	260,400
289,300	228,500	278,900	246,500	318,000	283,600	310,000	246,500
354,200	235,900	343,000	311,500	356,100	271,300	342,200	280,600
371,100	241,300	369,300	293,600	395,600	287,600	430,000	299,900
402,300	361,800	354,300	302,000	395,900	261,000	396,200	303,300
322,300	262,500	288,700	271,600	221,000	201,800	262,300	217,600

-	-	217,800	-	-	183,600	223,600	222,200
-	-	271,700	-	238,000	248,500	257,500	248,600
-	-	289,900	271,700	267,600	239,500	-	-
-	-	329,500	228,000	403,000	319,800	-	-
-	291,100	-	-	418,400	406,800	-	355,500
-	-	-	-	468,000	505,000	-	-
-	463,500	-	-	544,600	477,600	-	-
-	-	-	260,000	475,000	468,400	-	-

第7表 産業別週休2日制の実施状況

産業別	制度別	合計	週 休 2 日 制 を		
			小計	完全 週休2日制	月3回 週休2日制
全産業	(事業所)	650 (100)	593 (91.2)	204 (31.4)	76 (11.7)
	(適用労働者)	22,656 (100)	21,153 (93.4)	9,135 (40.3)	2,681 (11.8)
鉱業, 採石業, 砂利採取業	(事業所)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	(適用労働者)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	(事業所)	73 (100)	69 (94.5)	6 (8.2)	5 (6.8)
	(適用労働者)	1,462 (100)	1,366 (93.4)	120 (8.2)	109 (7.5)
製造業	(事業所)	120 (100)	112 (93.3)	28 (23.3)	18 (15.0)
	(適用労働者)	4,490 (100)	4,179 (93.1)	1,320 (29.4)	737 (16.4)
繊維関係	(事業所)	12 (100)	10 (83.3)	2 (16.7)	1 (8.3)
	(適用労働者)	405 (100)	370 (91.4)	31 (7.7)	76 (18.8)
機械金属・電気電子関係	(事業所)	59 (100)	59 (100.0)	14 (23.7)	12 (20.3)
	(適用労働者)	1,791 (100)	1,791 (100.0)	558 (31.2)	310 (17.3)
その他	(事業所)	49 (100)	43 (87.8)	12 (24.5)	5 (10.2)
	(適用労働者)	2,294 (100)	2,018 (88.0)	731 (31.9)	351 (15.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	(事業所)	1 (100)	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)
	(適用労働者)	34 (100)	34 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)
情報通信業	(事業所)	12 (100)	12 (100.0)	11 (91.7)	- (0.0)
	(適用労働者)	677 (100)	677 (100.0)	657 (97.0)	- (0.0)
運輸業, 郵便業	(事業所)	46 (100)	41 (89.1)	13 (28.3)	3 (6.5)
	(適用労働者)	1,246 (100)	1,144 (91.8)	238 (19.1)	45 (3.6)
卸売業, 小売業	(事業所)	156 (100)	146 (93.6)	47 (30.1)	28 (17.9)
	(適用労働者)	4,652 (100)	4,380 (94.2)	1,847 (39.7)	964 (20.7)
金融業, 保険業	(事業所)	10 (100)	10 (100.0)	10 (100.0)	- (0.0)
	(適用労働者)	270 (100)	270 (100.0)	270 (100.0)	- (0.0)
不動産業, 物品賃貸業	(事業所)	11 (100)	9 (81.8)	2 (18.2)	1 (9.1)
	(適用労働者)	202 (100)	138 (68.3)	44 (21.8)	10 (5.0)
学術研究, 専門・技術サービス業	(事業所)	20 (100)	20 (100.0)	11 (55.0)	4 (20.0)
	(適用労働者)	511 (100)	511 (100.0)	357 (69.9)	93 (18.2)
宿泊業, 飲食サービス業	(事業所)	45 (100)	36 (80.0)	12 (26.7)	4 (8.9)
	(適用労働者)	1,414 (100)	1,303 (92.1)	375 (26.5)	89 (6.3)
生活関連サービス業, 娯楽業	(事業所)	25 (100)	19 (76.0)	8 (32.0)	3 (12.0)
	(適用労働者)	603 (100)	433 (71.8)	160 (26.5)	48 (8.0)
教育, 学習支援業	(事業所)	25 (100)	23 (92.0)	12 (48.0)	3 (12.0)
	(適用労働者)	1,605 (100)	1,552 (96.7)	494 (30.8)	215 (13.4)
医療, 福祉	(事業所)	65 (100)	58 (89.2)	31 (47.7)	3 (4.6)
	(適用労働者)	3,291 (100)	3,105 (94.3)	2,154 (65.5)	84 (2.6)
複合サービス事業	(事業所)	4 (100)	4 (100.0)	1 (25.0)	1 (25.0)
	(適用労働者)	260 (100)	260 (100.0)	72 (27.7)	23 (8.8)
サービス業(他に分類されないもの)	(事業所)	37 (100)	33 (89.2)	12 (32.4)	3 (8.1)
	(適用労働者)	1,939 (100)	1,801 (92.9)	1,027 (53.0)	264 (13.6)

()は%

実 施				1週1日休み 又は 4週4日休み	1週に1日半休み	その他
隔週 週休2日制	月2回 週休2日制	月1回 週休2日制	その他 週休2日制			
113 (17.4)	75 (11.5)	15 (2.3)	110 (16.9)	21 (3.2)	20 (3.1)	16 (2.5)
3,236 (14.3)	1,543 (6.8)	247 (1.1)	4,311 (19.0)	592 (2.6)	386 (1.7)	525 (2.3)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
24 (32.9)	19 (26.0)	3 (4.1)	12 (16.4)	3 (4.1)	- (0.0)	1 (1.4)
512 (35.0)	306 (20.9)	50 (3.4)	269 (18.4)	50 (3.4)	- (0.0)	46 (3.1)
22 (18.3)	15 (12.5)	2 (1.7)	27 (22.5)	1 (0.8)	4 (3.3)	3 (2.5)
573 (12.8)	383 (8.5)	50 (1.1)	1,116 (24.9)	121 (2.7)	120 (2.7)	70 (1.6)
2 (16.7)	- (0.0)	- (0.0)	5 (41.7)	- (0.0)	1 (8.3)	1 (8.3)
85 (21.0)	- (0.0)	- (0.0)	178 (44.0)	- (0.0)	10 (2.5)	25 (6.2)
12 (20.3)	8 (13.6)	1 (1.7)	12 (20.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
259 (14.5)	202 (11.3)	16 (0.9)	446 (24.9)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
8 (16.3)	7 (14.3)	1 (2.0)	10 (20.4)	1 (2.0)	3 (6.1)	2 (4.1)
229 (10.0)	181 (7.9)	34 (1.5)	492 (21.4)	121 (5.3)	110 (4.8)	45 (2.0)
1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
34 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (8.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	20 (3.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
14 (30.4)	5 (10.9)	- (0.0)	6 (13.0)	3 (6.5)	1 (2.2)	1 (2.2)
436 (35.0)	229 (18.4)	- (0.0)	196 (15.7)	71 (5.7)	11 (0.9)	20 (1.6)
27 (17.3)	14 (9.0)	5 (3.2)	25 (16.0)	5 (3.2)	3 (1.9)	2 (1.3)
592 (12.7)	235 (5.1)	71 (1.5)	671 (14.4)	111 (2.4)	77 (1.7)	84 (1.8)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
2 (18.2)	1 (9.1)	1 (9.1)	2 (18.2)	- (0.0)	- (0.0)	2 (18.2)
28 (13.9)	10 (5.0)	11 (5.4)	35 (17.3)	- (0.0)	- (0.0)	64 (31.7)
- (0.0)	3 (15.0)	- (0.0)	2 (10.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	37 (7.2)	- (0.0)	24 (4.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
5 (11.1)	2 (4.4)	3 (6.7)	10 (22.2)	2 (4.4)	3 (6.7)	4 (8.9)
95 (6.7)	30 (2.1)	36 (2.5)	678 (47.9)	35 (2.5)	35 (2.5)	41 (2.9)
- (0.0)	3 (12.0)	- (0.0)	5 (20.0)	4 (16.0)	2 (8.0)	- (0.0)
- (0.0)	51 (8.5)	- (0.0)	174 (28.9)	148 (24.5)	22 (3.6)	- (0.0)
3 (12.0)	2 (8.0)	- (0.0)	3 (12.0)	- (0.0)	2 (8.0)	- (0.0)
211 (13.1)	29 (1.8)	- (0.0)	603 (37.6)	- (0.0)	53 (3.3)	- (0.0)
5 (7.7)	6 (9.2)	1 (1.5)	12 (18.5)	2 (3.1)	3 (4.6)	2 (3.1)
386 (11.7)	155 (4.7)	29 (0.9)	297 (9.0)	35 (1.1)	40 (1.2)	111 (3.4)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (50.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	165 (63.5)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
10 (27.0)	5 (13.5)	- (0.0)	3 (8.1)	1 (2.7)	2 (5.4)	1 (2.7)
369 (19.0)	78 (4.0)	- (0.0)	63 (3.2)	21 (1.1)	28 (1.4)	89 (4.6)

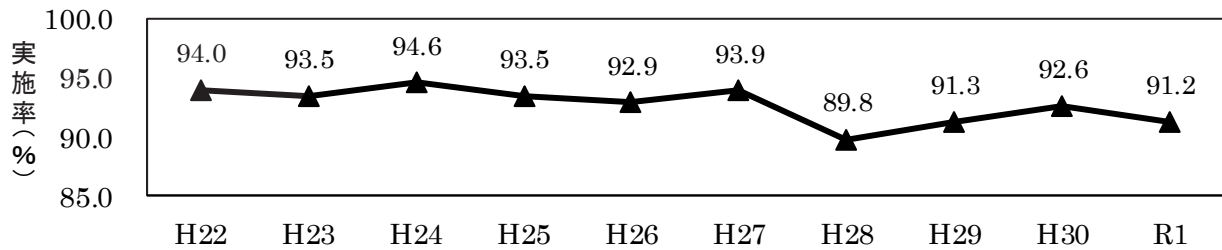
※割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第8表 企業規模別週休2日制の実施状況

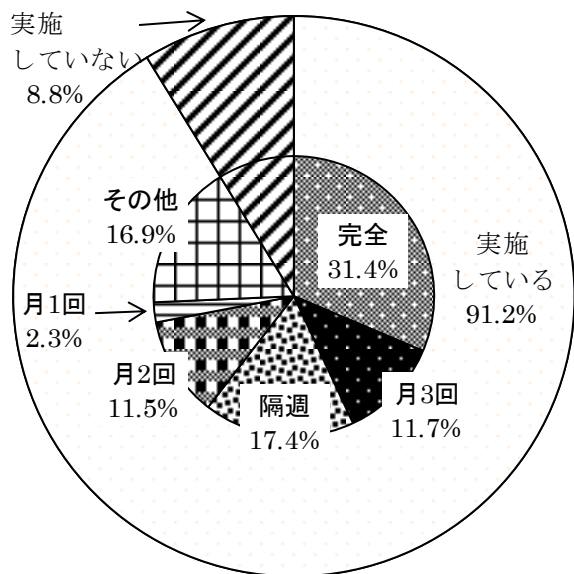
規模別	制度別	合計	週休2日制を		
			小計	完全 週休2日制	月3回 週休2日制
全規模	(事業所)	650 (100)	593 (91.2)	204 (31.4)	76 (11.7)
	(適用労働者)	22,656 (100)	21,153 (93.4)	9,135 (40.3)	2,681 (11.8)
I 10～29人	(事業所)	456 (100)	414 (90.8)	129 (28.3)	52 (11.4)
	(適用労働者)	7,674 (100)	7,066 (92.1)	2,174 (28.3)	936 (12.2)
II 30～49人	(事業所)	99 (100)	93 (93.9)	31 (31.3)	13 (13.1)
	(適用労働者)	3,764 (100)	3,524 (93.6)	1,160 (30.8)	492 (13.1)
III 50～99人	(事業所)	58 (100)	50 (86.2)	25 (43.1)	6 (10.3)
	(適用労働者)	4,054 (100)	3,520 (86.8)	1,746 (43.1)	456 (11.2)
IV 100～299人	(事業所)	33 (100)	32 (97.0)	16 (48.5)	5 (15.2)
	(適用労働者)	4,787 (100)	4,666 (97.5)	2,255 (47.1)	797 (16.6)
V 300人以上	(事業所)	4 (100)	4 (100)	3 (75.0)	- (0.0)
	(適用労働者)	2,377 (100)	2,377 (100)	1,800 (75.7)	- (0.0)

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

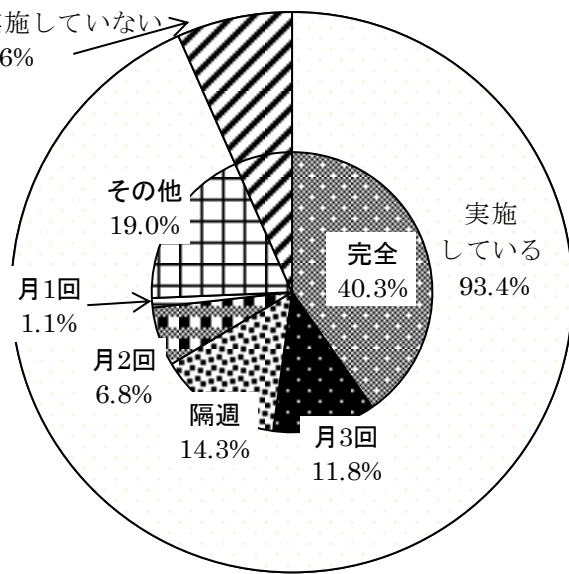
第1図 最近10年間の週休2日制実施率の推移(事業所)



第2図 週休2日制の実施状況(事業所)



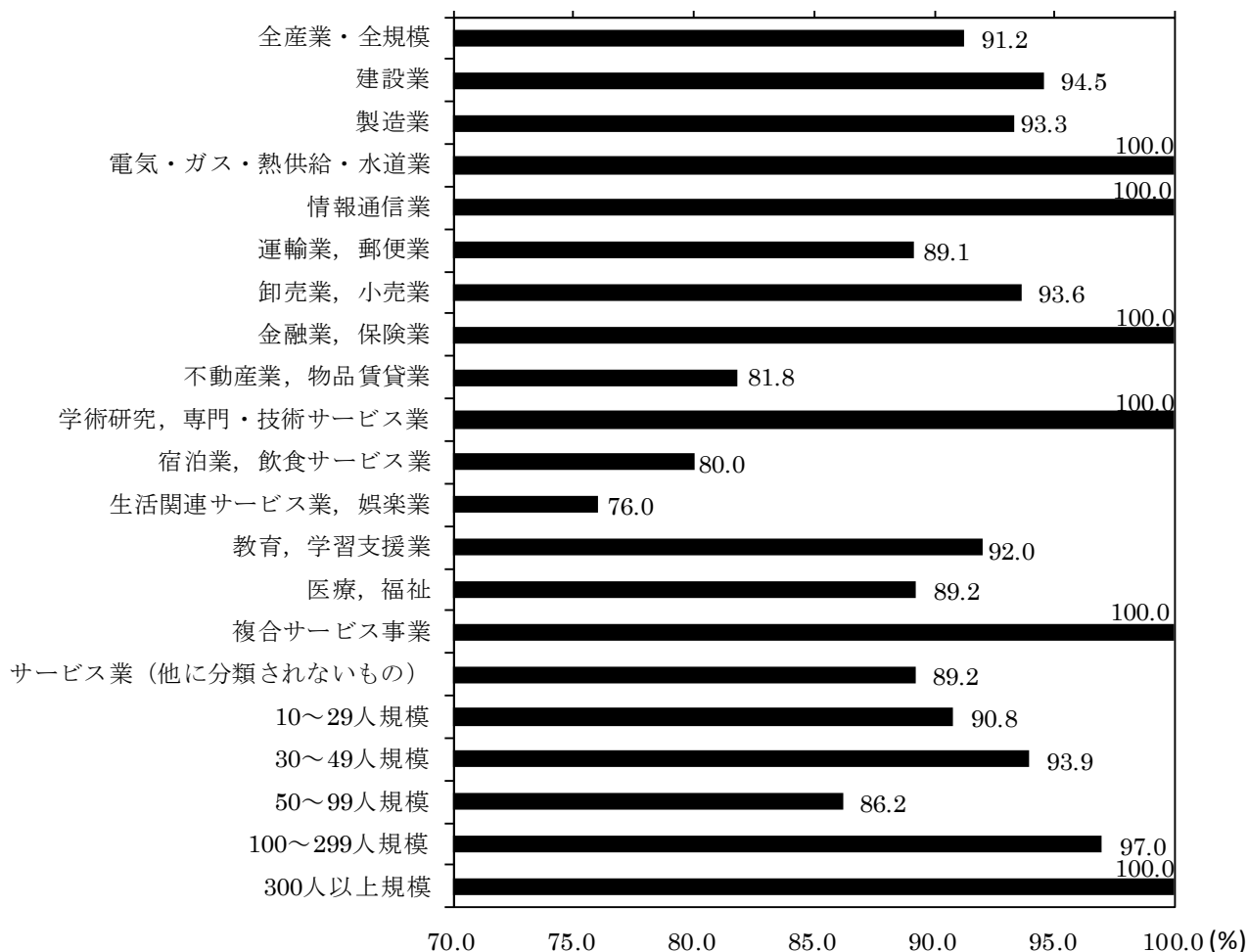
第3図 週休2日制の実施状況(適用労働者)



()は%

実 施				1週1日休み 又は 4週4日休み	1週に1日 半休み	その他
隔週 週休2日制	月2回 週休2日制	月1回 週休2日制	その他 週休2日制			
113 (17.4)	75 (11.5)	15 (2.3)	110 (16.9)	21 (3.2)	20 (3.1)	16 (2.5)
3,236 (14.3)	1,543 (6.8)	247 (1.1)	4,311 (19.0)	592 (2.6)	386 (1.7)	525 (2.3)
82 (18.0)	64 (14.0)	14 (3.1)	73 (16.0)	15 (3.3)	16 (3.5)	11 (2.4)
1,374 (17.9)	1,050 (13.7)	213 (2.8)	1,319 (17.2)	235 (3.1)	201 (2.6)	172 (2.2)
20 (20.2)	10 (10.1)	1 (1.0)	18 (18.2)	3 (3.0)	2 (2.0)	1 (1.0)
758 (20.1)	378 (10.0)	34 (0.9)	702 (18.7)	120 (3.2)	74 (2.0)	46 (1.2)
7 (12.1)	- (0.0)	- (0.0)	12 (20.7)	2 (3.4)	2 (3.4)	4 (6.9)
497 (12.3)	- (0.0)	- (0.0)	821 (20.3)	116 (2.9)	111 (2.7)	307 (7.6)
4 (12.1)	1 (3.0)	- (0.0)	6 (18.2)	1 (3.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
607 (12.7)	115 (2.4)	- (0.0)	892 (18.6)	121 (2.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (25.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	577 (24.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)

第4図 週休2日制の実施状況(事業所)



第9表 年間の休日日数

産業別	日数別	合計		70日未満		70～79日				
			平均日数		平均日数		平均日数			
全産業	(事業所)	642	(100)	105.1	18	(2.8)	52.8	30	(4.7)	75.6
	(適用労働者)	22,459	(100)		335	(1.5)		731	(3.3)	
鉱業，採石業，砂利採取業	(事業所)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(適用労働者)	-			-			-		
建設業	(事業所)	73	(100)	99.2	1	(1.4)	62.0	4	(5.5)	74.3
	(適用労働者)	1,462	(100)		25	(1.7)		65	(4.4)	
製造業	(事業所)	120	(100)	104.8	2	(1.7)	39.5	1	(0.8)	76.0
	(適用労働者)	4,490	(100)		41	(0.9)		59	(1.3)	
繊維関係	(事業所)	12	(100)	97.4	1	(8.3)	33.0	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	405	(100)		20	(4.9)		-	(0.0)	
機械金属・電気電子関係	(事業所)	59	(100)	106.9	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	1,791	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
その他	(事業所)	49	(100)	103.9	1	(2.0)	46.0	1	(2.0)	76.0
	(適用労働者)	2,294	(100)		21	(0.9)		59	(2.6)	
電気・ガス・熱供給・水道業	(事業所)	1	(100)	106.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	34	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
情報通信業	(事業所)	12	(100)	123.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	677	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
運輸業，郵便業	(事業所)	45	(100)	104.6	1	(2.2)	52.0	4	(8.9)	77.5
	(適用労働者)	1,233	(100)		43	(3.5)		192	(15.6)	
卸売業，小売業	(事業所)	155	(100)	106.6	1	(0.6)	60.0	5	(3.2)	73.0
	(適用労働者)	4,636	(100)		15	(0.3)		122	(2.6)	
金融業，保険業	(事業所)	10	(100)	125.5	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	270	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
不動産業，物品賃貸業	(事業所)	10	(100)	104.9	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	180	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
学術研究，専門・技術サービス業	(事業所)	20	(100)	115.2	-	(0.0)	-	1	(5.0)	72.0
	(適用労働者)	511	(100)		-	(0.0)		14	(2.7)	
宿泊業，飲食サービス業	(事業所)	44	(100)	91.7	7	(15.9)	51.6	6	(13.6)	76.2
	(適用労働者)	1,346	(100)		95	(7.1)		89	(6.6)	
生活関連サービス業，娯楽業	(事業所)	24	(100)	99.0	1	(4.2)	53.0	3	(12.5)	77.3
	(適用労働者)	583	(100)		42	(7.2)		66	(11.3)	
教育，学習支援業	(事業所)	25	(100)	113.2	-	(0.0)	-	2	(8.0)	76.0
	(適用労働者)	1,605	(100)		-	(0.0)		53	(3.3)	
医療，福祉	(事業所)	62	(100)	106.9	3	(4.8)	52.7	3	(4.8)	76.0
	(適用労働者)	3,233	(100)		44	(1.4)		50	(1.5)	
複合サービス事業	(事業所)	4	(100)	112.8	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	260	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
サービス業 (他に分類されないもの)	(事業所)	37	(100)	106.4	2	(5.4)	62.5	1	(2.7)	78.0
	(適用労働者)	1,939	(100)		30	(1.5)		21	(1.1)	

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

() は%

80～89日			90～99日			100～109日			110～119日			120日以上		
		平均 日数			平均 日数			平均 日数			平均 日数			平均 日数
42	(6.5)	86.2	90	(14.0)	94.7	231	(36.0)	104.6	101	(15.7)	113.6	130	(20.2)	126.7
1118	(5.0)		2235	(10.0)		7062	(31.4)		4291	(19.1)		6687	(29.8)	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-			-			-			-			-		
11	(15.1)	87.4	21	(28.8)	93.9	21	(28.8)	104.4	11	(15.1)	113.6	4	(5.5)	126.5
179	(12.2)		399	(27.3)		475	(32.5)		236	(16.1)		83	(5.7)	
5	(4.2)	87.2	18	(15.0)	95.0	59	(49.2)	104.1	23	(19.2)	114.2	12	(10.0)	125.2
345	(7.7)		429	(9.6)		1,926	(42.9)		1,296	(28.9)		394	(8.8)	
1	(8.3)	87.0	3	(25.0)	94.0	5	(41.7)	104.2	-	(0.0)	-	2	(16.7)	123.0
12	(3.0)		94	(23.2)		243	(60.0)		-	(0.0)		36	(8.9)	
2	(3.4)	87.5	8	(13.6)	94.0	27	(45.8)	104.1	16	(27.1)	114.2	6	(10.2)	123.8
43	(2.4)		170	(9.5)		727	(40.6)		589	(32.9)		262	(14.6)	
2	(4.1)	87.0	7	(14.3)	96.6	27	(55.1)	104.0	7	(14.3)	114.1	4	(8.2)	128.3
290	(12.6)		165	(7.2)		956	(41.7)		707	(30.8)		96	(4.2)	
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	1	(100.0)	106.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
-	(0.0)		-	(0.0)		34	(100.0)		-	(0.0)		-	(0.0)	
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	1	(8.3)	105.0	1	(8.3)	115.0	10	(83.3)	125.6
-	(0.0)		-	(0.0)		31	(4.6)		20	(3.0)		626	(92.5)	
1	(2.2)	83.0	10	(22.2)	94.5	18	(40.0)	104.7	2	(4.4)	113.0	9	(20.0)	134.3
31	(2.5)		204	(16.5)		555	(45.0)		35	(2.8)		173	(14.0)	
11	(7.1)	85.4	21	(13.5)	95.3	58	(37.4)	104.7	27	(17.4)	113.5	32	(20.6)	125.5
147	(3.2)		481	(10.4)		1,559	(33.6)		896	(19.3)		1,416	(30.5)	
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	10	(100.0)	125.5
-	(0.0)		-	(0.0)		-	(0.0)		-	(0.0)		270	(100.0)	
-	(0.0)	-	3	(30.0)	93.0	3	(30.0)	104.3	4	(40.0)	114.3	-	(0.0)	-
-	(0.0)		34	(18.9)		43	(23.9)		103	(57.2)		-	(0.0)	
-	(0.0)	-	1	(5.0)	97.0	5	(25.0)	106.0	3	(15.0)	114.7	10	(50.0)	126.0
-	(0.0)		12	(2.3)		83	(16.2)		65	(12.7)		337	(65.9)	
3	(6.8)	83.7	6	(13.6)	93.8	14	(31.8)	104.9	5	(11.4)	112.2	3	(6.8)	124.7
148	(11.0)		110	(8.2)		644	(47.8)		130	(9.7)		130	(9.7)	
3	(12.5)	85.7	1	(4.2)	92.0	11	(45.8)	105.4	4	(16.7)	114.8	1	(4.2)	125.0
79	(13.6)		43	(7.4)		248	(42.5)		94	(16.1)		11	(1.9)	
1	(4.0)	86.0	1	(4.0)	97.0	5	(20.0)	106.2	7	(28.0)	113.4	9	(36.0)	129.9
21	(1.3)		114	(7.1)		129	(8.0)		846	(52.7)		442	(27.5)	
4	(6.5)	87.0	6	(9.7)	97.3	19	(30.6)	104.9	7	(11.3)	111.0	20	(32.3)	126.9
96	(3.0)		370	(11.4)		778	(24.1)		188	(5.8)		1,707	(52.8)	
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	1	(25.0)	106.0	2	(50.0)	112.5	1	(25.0)	120.0
-	(0.0)		-	(0.0)		95	(36.5)		93	(35.8)		72	(27.7)	
3	(8.1)	87.0	2	(5.4)	93.5	15	(40.5)	104.7	5	(13.5)	114.2	9	(24.3)	127.0
72	(3.7)		39	(2.0)		462	(23.8)		289	(14.9)		1,026	(52.9)	

第10表 労働協定の締結

制度別 産業別	労働協定(36協定)		特別条項付きの労働協定(36協定)		1カ月の特別延長時間
	締結している	締結していない	締結している	締結していない	回答のあった事業所
全産業	567 (87.6)	80 (12.4)	322 (50.4)	317 (49.6)	306 (100)
鉱業, 採石業, 砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	67 (91.8)	6 (8.2)	34 (48.6)	36 (51.4)	32 (100)
製造業	112 (94.9)	6 (5.1)	77 (64.7)	42 (35.3)	72 (100)
電気・ガス・熱供給・水道業	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)	- (-)
情報通信業	12 (100.0)	- (0.0)	10 (83.3)	2 (16.7)	10 (100)
運輸業, 郵便業	44 (95.7)	2 (4.3)	31 (68.9)	14 (31.1)	31 (100)
卸売業, 小売業	131 (84.5)	24 (15.5)	74 (48.4)	79 (51.6)	69 (100)
金融業, 保険業	8 (80.0)	2 (20.0)	5 (55.6)	4 (44.4)	5 (100)
不動産業, 物品賃貸業	8 (72.7)	3 (27.3)	4 (40.0)	6 (60.0)	4 (100)
学術研究, 専門・技術サービス業	18 (90.0)	2 (10.0)	10 (50.0)	10 (50.0)	10 (100)
宿泊業, 飲食サービス業	29 (64.4)	16 (35.6)	17 (37.8)	28 (62.2)	16 (100)
生活関連サービス業, 娯楽業	24 (92.3)	2 (7.7)	15 (57.7)	11 (42.3)	14 (100)
教育, 学習支援業	19 (76.0)	6 (24.0)	6 (25.0)	18 (75.0)	6 (100)
医療, 福祉	56 (86.2)	9 (13.8)	20 (30.8)	45 (69.2)	18 (100)
複合サービス事業	4 (100.0)	- (0.0)	4 (100.0)	- (0.0)	4 (100)
サービス業(他に分類されないもの)	34 (94.4)	2 (5.6)	15 (41.7)	21 (58.3)	15 (100)

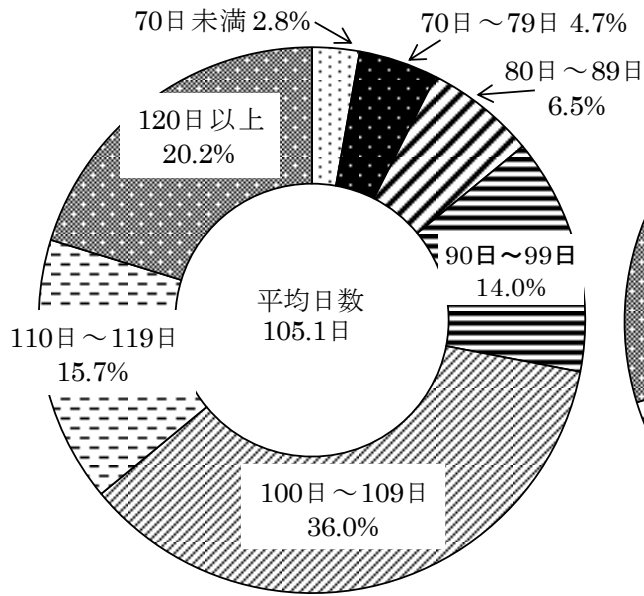
制度別 産業別	1年間の特別延長時間	1年間の特別延長時間			
	回答のあった事業所	360超～400時間	400超～500時間	500超～600時間	600超～720時間
全産業	297 (100)	91 (30.6)	27 (9.1)	31 (10.4)	95 (32.0)
鉱業, 採石業, 砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	31 (100)	13 (41.9)	7 (22.6)	3 (9.7)	5 (16.1)
製造業	72 (100)	16 (22.2)	7 (9.7)	3 (4.2)	32 (44.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
情報通信業	10 (100)	1 (10.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	5 (50.0)
運輸業, 郵便業	29 (100)	5 (17.2)	1 (3.4)	4 (13.8)	3 (10.3)
卸売業, 小売業	62 (100)	23 (37.1)	5 (8.1)	6 (9.7)	20 (32.3)
金融業, 保険業	5 (100)	1 (20.0)	1 (20.0)	3 (60.0)	- (0.0)
不動産業, 物品賃貸業	4 (100)	1 (25.0)	2 (50.0)	- (0.0)	1 (25.0)
学術研究, 専門・技術サービス業	10 (100)	3 (30.0)	- (0.0)	1 (10.0)	5 (50.0)
宿泊業, 飲食サービス業	16 (100)	6 (37.5)	1 (6.3)	- (0.0)	7 (43.8)
生活関連サービス業, 娯楽業	14 (100)	7 (50.0)	1 (7.1)	3 (21.4)	2 (14.3)
教育, 学習支援業	6 (100)	1 (16.7)	1 (16.7)	- (0.0)	4 (66.7)
医療, 福祉	20 (100)	12 (60.0)	- (0.0)	2 (10.0)	4 (20.0)
複合サービス事業	4 (100)	- (0.0)	- (0.0)	2 (50.0)	1 (25.0)
サービス業(他に分類されないもの)	14 (100)	2 (14.3)	- (0.0)	1 (7.1)	6 (42.9)

()は%

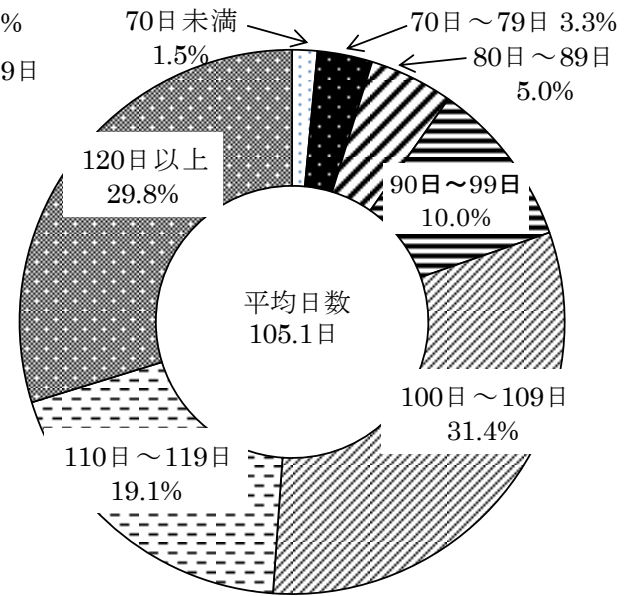
1カ月の特別延長時間					
45超～50時間	50超～60時間	60超～70時間	70超～80時間	80超～100時間	100時間超
109 (35.6)	35 (11.4)	27 (8.8)	94 (30.7)	31 (10.1)	10 (3.3)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
15 (46.9)	3 (9.4)	2 (6.3)	9 (28.1)	1 (3.1)	2 (6.3)
19 (26.4)	9 (12.5)	7 (9.7)	30 (41.7)	6 (8.3)	1 (1.4)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
2 (20.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	- (0.0)
7 (22.6)	6 (19.4)	- (0.0)	5 (16.1)	8 (25.8)	5 (16.1)
33 (47.8)	6 (8.7)	9 (13.0)	18 (26.1)	3 (4.3)	- (0.0)
1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	- (0.0)	- (0.0)
2 (50.0)	- (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	- (0.0)	- (0.0)
3 (30.0)	- (0.0)	- (0.0)	4 (40.0)	3 (30.0)	- (0.0)
7 (43.8)	1 (6.3)	1 (6.3)	6 (37.5)	1 (6.3)	- (0.0)
6 (42.9)	2 (14.3)	1 (7.1)	4 (28.6)	1 (7.1)	- (0.0)
1 (16.7)	- (0.0)	- (0.0)	4 (66.7)	1 (16.7)	- (0.0)
10 (55.6)	3 (16.7)	2 (11.1)	3 (16.7)	- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)	1 (25.0)	- (0.0)	2 (50.0)	1 (25.0)
3 (20.0)	2 (13.3)	- (0.0)	6 (40.0)	3 (20.0)	1 (6.7)

720時間超	定めていない
38 (12.8)	15 (5.1)
- (-)	- (-)
3 (9.7)	- (0.0)
7 (9.7)	7 (9.7)
- (-)	- (-)
- (0.0)	- (0.0)
14 (48.3)	2 (6.9)
4 (6.5)	4 (6.5)
- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)
1 (10.0)	- (0.0)
1 (6.3)	1 (6.3)
1 (7.1)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)
1 (5.0)	1 (5.0)
1 (25.0)	- (0.0)
5 (35.7)	- (0.0)

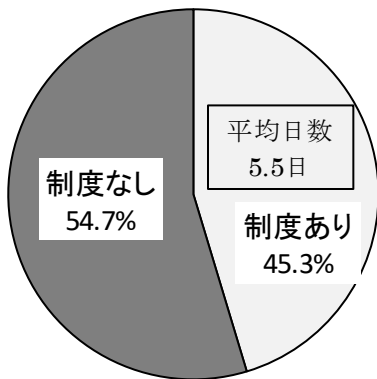
第5図 年間休日日数(事業所)



第6図 年間休日日数(適用労働者)



第7図 年次有給休暇の計画的付与の状況



第 11 表 休日・休暇について(事業所平均)

(単位：日)

産業別	総休日日数	週休日	週休日以外	年末年始	祝日	夏期休暇	メーデー	その他
全 産 業	105.1	82.8	22.3	5.6	10.4	3.7	0.0	2.6
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	99.2	72.9	26.2	7.4	11.5	4.6	0.0	2.7
製造業	104.8	79.2	25.6	6.9	10.2	4.6	0.1	3.9
電気・ガス・熱供給・水道業	106.0	83.0	23.0	5.0	15.0	2.0	1.0	0.0
情報通信業	123.0	100.1	22.9	6.1	13.7	2.4	0.1	0.7
運輸業，郵便業	104.6	79.4	25.3	4.7	9.2	4.8	0.0	6.5
卸売業，小売業	106.6	82.7	23.9	5.9	12.1	3.8	0.0	2.1
金融業，保険業	125.5	104.4	21.1	4.9	14.4	1.3	0.0	0.5
不動産業，物品賃貸業	104.9	87.8	17.1	5.0	7.7	3.2	0.0	1.2
学術研究，専門・技術サービス業	115.2	93.3	21.9	5.7	12.1	3.0	0.1	1.1
宿泊業，飲食サービス業	91.7	82.7	9.0	2.6	1.8	1.6	0.0	3.0
生活関連サービス業，娯楽業	99.0	85.0	14.0	3.3	7.2	2.2	0.0	1.3
教育，学習支援業	113.2	86.5	26.6	6.3	13.6	5.6	0.1	1.1
医療，福祉	106.9	89.3	17.6	4.3	10.1	2.4	0.0	0.7
複合サービス事業	112.8	91.0	21.8	4.5	15.0	2.3	0.0	0.0
サービス業（他に分類されないもの）	106.4	85.4	20.9	5.3	10.2	3.0	0.0	2.5

※単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第 12 表 年休・所定内労働時間(事業所平均)

産業別	年休の一人平均付与日数 (日)	年休の一人平均消化日数 (日)	年休の一人平均消化率 (%)	1日の労働時間		1週の労働時間	
				(時間)	(分)	(時間)	(分)
全 産 業	15.4	7.0	45.2%	7	45	39	39
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-
建設業	16.4	6.7	40.8%	7	39	39	45
製造業	15.8	7.8	49.5%	7	42	39	21
電気・ガス・熱供給・水道業	20.0	2.5	12.5%	7	30	39	15
情報通信業	16.9	8.1	48.0%	7	45	39	10
運輸業，郵便業	14.8	6.9	46.6%	7	49	39	55
卸売業，小売業	15.5	6.1	39.6%	7	45	39	40
金融業，保険業	17.1	9.4	55.2%	7	42	38	35
不動産業，物品賃貸業	16.1	7.3	45.5%	7	51	40	16
学術研究，専門・技術サービス業	17.2	8.0	46.5%	7	48	39	11
宿泊業，飲食サービス業	11.1	5.8	52.1%	7	51	40	30
生活関連サービス業，娯楽業	14.0	6.7	48.3%	7	30	38	30
教育，学習支援業	16.0	8.9	55.5%	7	43	39	21
医療，福祉	15.6	7.3	46.7%	7	54	40	4
複合サービス事業	17.8	7.3	40.8%	7	45	38	28
サービス業（他に分類されないもの）	14.5	5.8	39.7%	7	44	39	56

第 13 表 育児休業制度について

項 目	事業所数	うち従業員数 100 人以下	うち従業員数 101 人以上
就業規則等への定めあり	533 (82.0%)	499 (81.0%)	34 (100.0%)
就業規則等への定めなし	117 (18.0%)	117 (19.0%)	0 (0.0%)
合 計	650 (100.0%)	616 (100.0%)	34 (100.0%)

第 14 表 育児休業の取得状況

集計対象事業所で平成 29 年度に出産または配偶者が出産した労働者数及びそのうち平成 31 年 3 月 31 日までに育児休業を取得した労働者数

	対象者数	取得者数	
男性	273 人	19 人	(7.0%)
女性	298 人	289 人	(97.0%)
合計	571 人	308 人	(53.9%)

第 15 表 育児のための所定外労働の免除制度

項 目	事業所数	うち従業員数 100 人以下	うち従業員数 101 人以上
就業規則等への定めあり	392 (62.8%)	360 (60.9%)	32 (97.0%)
子が 3 歳に達するまで	248 (39.7%)	225 (38.1%)	23 (69.7%)
小学校に入学するまで	123 (19.7%)	115 (19.5%)	8 (24.2%)
小学校に入学した後も利用可能	21 (3.4%)	20 (3.4%)	1 (3.0%)
就業規則等への定めなし	232 (37.2%)	231 (39.1%)	1 (3.0%)
合 計	624 (100.0%)	591 (100.0%)	33 (100.0%)

第 16 表 育児のための短時間勤務制度について

項 目	事業所数	うち従業員数 100 人以下	うち従業員数 101 人以上
就業規則等への定めあり	417 (66.8%)	384 (65.1%)	33 (97.1%)
子が 3 歳に達するまで	266 (42.6%)	246 (41.7%)	20 (58.8%)
小学校に入学するまで	100 (16.0%)	91 (15.4%)	9 (26.5%)
小学校に入学した後も利用可能	24 (3.8%)	21 (3.6%)	3 (8.8%)
その他	27 (4.3%)	26 (4.4%)	1 (2.9%)
就業規則等への定めなし	207 (33.2%)	206 (34.9%)	1 (2.9%)
合 計	624 (100.0%)	590 (100.0%)	34 (100.0%)

第 17 表 子の看護休暇制度について

項 目	事業所数	うち従業員数 100 人以下	うち従業員数 101 人以上
就業規則等への定めあり	379 (59.9%)	347 (57.9%)	32 (94.1%)
小学校に入学するまで	340 (53.7%)	311 (51.9%)	29 (85.3%)
小学校に入学した後も利用可能	39 (6.2%)	36 (6.0%)	3 (8.8%)
就業規則等への定めなし	254 (40.1%)	252 (42.1%)	2 (5.9%)
合 計	633 (100.0%)	599 (100.0%)	34 (100.0%)

第 18 表 子の看護休暇の取得者数

	取得者数			
	5日未満	5～10日	11日以上	
男 性	37 人	33 人	4 人	0 人
女 性	136 人	83 人	45 人	8 人
合 計	173 人	116 人	49 人	8 人

第 19 表 介護休業制度の就業規則等への規定状況

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	478 (73.8%)	444 (72.3%)	34 (100.0%)
就業規則等への定めなし	170 (26.2%)	170 (27.7%)	0 (0.0%)
合 計	648 (100.0%)	614 (100.0%)	34 (100.0%)

第 20 表 介護休業の取得状況（集計対象事業所で平成 30 年度に介護休業を取得した労働者数）

男性	女性	合計
13 人	22 人	35 人

第 21 表 介護を行う労働者のために設けている休業以外の措置(複数回答)

項 目	事業所数
休業以外の制度を設けている事業所	358 (57.4%)
1 日の所定労働時間を短縮する制度	303 (48.6%)
始業・就業時刻の繰下げ・繰上げ	114 (18.3%)
週又は月の所定労働時間を短縮する制度	67 (10.7%)
労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度	43 (6.9%)
週又は月の所定労働日数を短縮する制度（隔日勤務・特定曜日勤務等）	34 (5.4%)
フレックスタイム制	21 (3.4%)
労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度	2 (0.3%)
制度なし	266 (42.6%)
合 計	624

第 22 表 介護休暇制度について

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	404 (63.8%)	370 (61.8%)	34 (100.0%)
就業規則等への定めなし	229 (36.2%)	229 (38.2%)	0 (0.0%)
合 計	633 (100.0%)	599 (100.0%)	34 (100.0%)

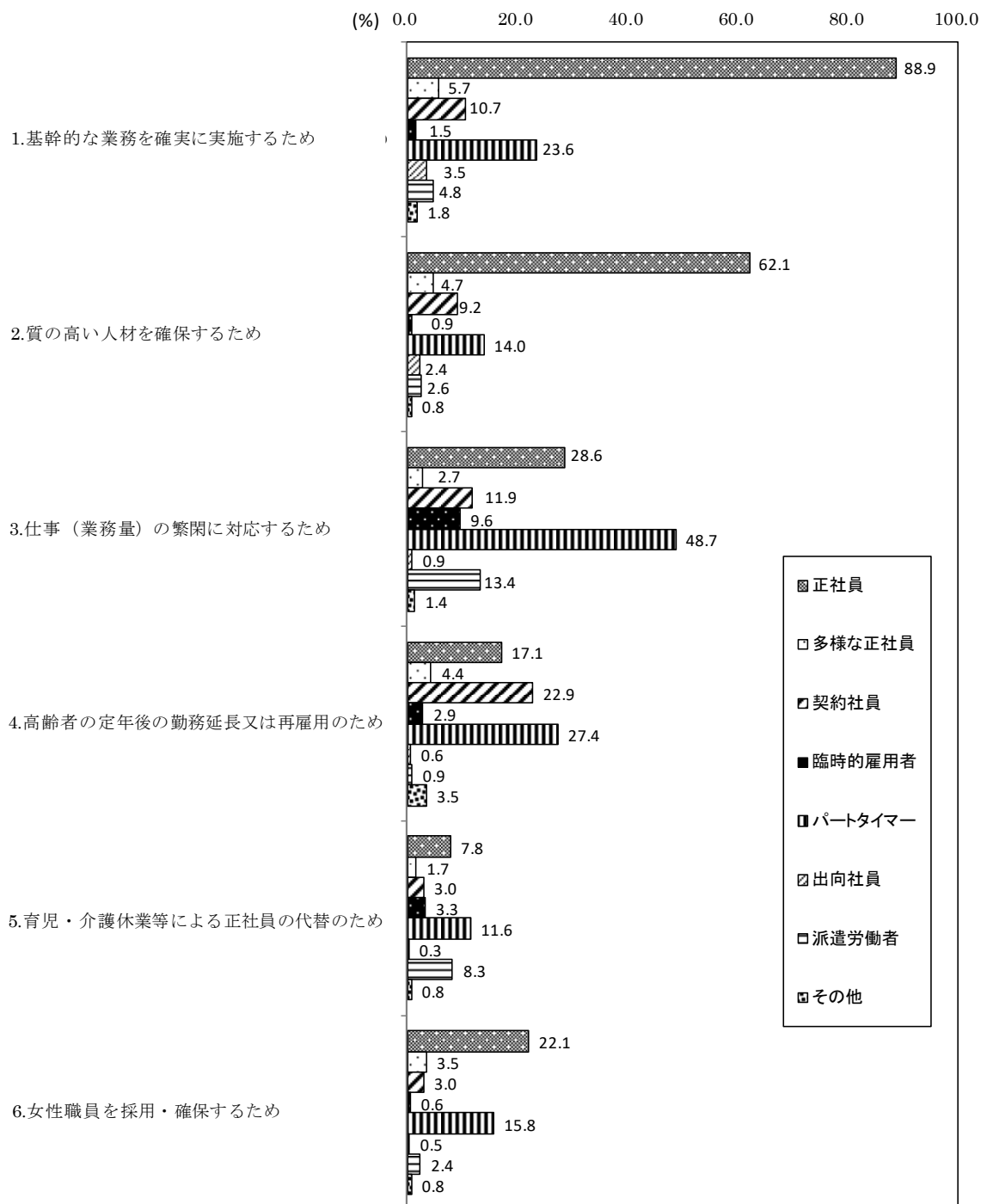
第23表 高齢者の雇用形態(複数回答)

項目	事業所数	
高齢者を雇用している事業所	488 (75.0%)	
雇用形態	正社員	170 (26.1%)
	契約社員	147 (22.6%)
	パートタイマー	262 (40.2%)
	その他	54 (8.3%)
高齢者を雇用していない	163 (25.0%)	
合計	651	

第24表 就業形態変更制度の有無

項目	事業所数
ある	139 (22.1%)
一部ある	183 (29.0%)
ない	308 (48.9%)
合計	630 (100.0%)

第8図 非正社員を活用している理由(複数回答)



第25表 正社員登用制度の有無

項 目	事業所数
ある	249 (40.8%)
ない	361 (59.2%)
合 計	610 (100.0%)

第26表 雇用管理の見直しについて

項 目	事業所数
考えている	293 (47.6%)
考えていない	323 (52.4%)
合 計	616 (100.0%)

第27表 非正社員等の正社員化の実績

() は%

区 分	正社員登用実績事業所数	正社員化した非正社員の数 (人)					
		契約社員	臨時的雇用者	パートタイマー	出向社員	派遣労働者	
全産業	249	305	175 (57.4)	20 (6.6)	61 (20.0)	4 (1.3)	45 (14.8)
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-
建設業	23	24	14 (58.3)	3 (12.5)	3 (12.5)	0	4 (16.7)
製造業	46	76	42 (55.3)	0	11 (14.5)	2 (2.6)	21 (27.6)
卸売業, 小売業	51	39	19 (48.7)	0	17 (43.6)	0	3 (7.7)
金融業, 保険業	4	1	0	0	1 (100.0)	0	0
運輸業, 郵便業	13	24	23 (95.8)	1 (4.2)	0	0	0
電気・ガス・熱供給 ・水道業	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	8	8	7 (87.5)	0	1 (12.5)	0	0
不動産業, 物品賃貸業	5	4	1 (25.0)	0	3 (75.0)	0	0
学術研究, 専門・ 技術サービス業	8	2	0	0	1 (50.0)	0	1 (50.0)
宿泊業, 飲食 サービス業	16	24	6 (25.0)	7 (29.2)	9 (37.5)	2 (8.3)	0
生活関連 サービス業, 娯楽業	12	14	10 (71.4)	2 (14.3)	2 (14.3)	0	0
教育, 学習支援業	13	20	16 (80.0)	1 (5.0)	0	0	3 (15.0)
医療, 福祉	33	58	36 (62.1)	3 (5.2)	6 (10.3)	0	13 (22.4)
複合サービス事業	4	2	1 (50.0)	1 (50.0)	0	0	0
サービス業 (他に分 類されないもの)	13	9	0	2 (22.2)	7 (77.8)	0	0

※端数を四捨五入するため、合計と内訳が一致しない場合があります。

秘 賃金等労働条件実態調査票

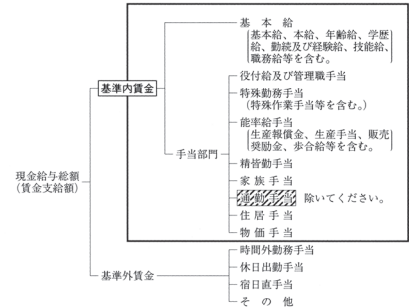
産業分類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
企業規模	整理番号	従業員数	特	従業員数	10	11	12	13	14					

※は限で記入

(令和元年7月31日現在)

金沢市鞍月1丁目1番地
 石川県商工労働部労働企画課
 《問い合わせ先》
 一般財団法人 北國総合研究所
 TEL (076) 263-2266
 FAX (076) 263-2376

この調査は、賃金等労働条件の実態を把握し、企業の経営、労務管理の指標にするものです。
 統計以外の目的に使用したり、調査内容を他にもらしたりすることはありませんから、ありのままを記入してください。なお※は記入しないでください。
 返送は12月13日までをお願いします。



1 事業所の名称

2 事業所の所在地 〒

3 事業所の主な生産品名又は事業の内容

4 企業の全常用従業員数 人 労働組合の有無 有・無
 (うち女性 人)
 (同一企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用されている常用労働者の総数) 10~29人 30~49人 50~99人 100~299人 300人以上

5 事業所の全常用従業員数 (支店・営業所等の数事業所だけの常用労働者数) 人 (うち女性 人)

記入担当者 所属課・氏名 TEL () - 内線 ()

1 新規学校卒業者の初任給および学歴別・職種別賃金について

(注) 基準内賃金のうち、通勤手当を差し引いた額を記入してください。(単位: 100円)

学年別 男女別	中 学 卒				高 校 卒				短 大 ・ 高 専 卒				大 学 卒																																										
	男 性		女 性		管 理 ・ 事 務 ・ 販 売		生 産		管 理 ・ 事 務 ・ 販 売		技 術		管 理 ・ 事 務 ・ 販 売		技 術																																								
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
15 初																																																							
18 任																																																							
20 給																																																							
22																																																							
25																																																							
30																																																							
35																																																							
40																																																							
45																																																							
50																																																							
55																																																							
60																																																							

① 初任給の欄は、本年度採用がなくても新規採用したとすればいくらかを男性の欄に記入してください。

② 賃金の欄は、左端の満年齢に当たる実在する正社員の方の賃金を記入してください。(役員は除く)

③ 該当者が複数いるときは、より平均的な方を記入してください。

2 所定内労働時間について

1 日の所定内労働時間	1 週 (7 日) の所定内労働時間
時間: 分	時間: 分

(注) 所定内労働時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間から昼休み等の休憩時間を差し引いた時間です。

3 時間外労働について

(1) 時間外労働に労働協定 (36 協定) を締結していますか。

締結している	締結していない
1	2

(2) 特別条項付きの 36 協定 (※) を締結していますか。

※臨時的な特別な事情があり、限度時間 (月 45 時間、年間 360 時間) を超えて時間外労働させる場合には、労使間で何時間まで延長を認めるのか協定が必要です。

締結している	締結していない
1	2

(3) (2) で「締結している」と回答された場合、お答え下さい。

① 特別条項付きの 36 協定で定めている 1 ヶ月の特別延長時間に該当する番号に○印をつけて下さい。

1	45 超～50 時間
2	50 超～60 時間
3	60 超～70 時間
4	70 超～80 時間
5	80 超～100 時間
6	100 時間超

② 特別条項付きの 36 協定で定めている 1 年間の特別延長時間に該当する番号に○印をつけて下さい。

1	360 超～400 時間
2	400 超～500 時間
3	500 超～600 時間
4	600 超～720 時間
5	720 時間超
6	定めていない

4 休日・休暇について

(1) 週休制はどうなっていますか。(該当するもの番号に○印をつけてください)

完全	週 休 2 日 制					週 休 1 日	週 休 1 日半	実質的に完全週休 2 日制より休日日数が多いもの (月 1 回以上週休 3 日制、3 勤 3 休、3 勤 4 休等)
	月 3 回	隔 週	月 2 回	月 1 回	その他 (注 1)			
1	2	3	4	5	6	7	8	9

(注) 時期や職種等によって異なる場合は、より多くの従業員に適用されるものをご回答ください。
(注 1) 月 3 回、隔週、月 2 回、月 1 回の週休 2 日制の他、3 勤 1 休、4 勤 1 休等実質的に完全週休 2 日制より休日日数が少ない場合に選択してください。

(2) 有給休暇について (繰り越し日数は含めなくてください)

① 1 年の年次有給休暇の 1 人平均付与日数は何日ですか。

② 1 年の年次有給休暇の 1 人平均消化日数は何日ですか。

③ 年次有給休暇の計画的付与をしていますか。
(該当する番号に○をつけてください)
計画的付与をしている場合は年間何日ですか。

1 している	<input type="text"/>
2 していない	<input type="text"/>

(3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの一年間にどのような休日・休暇がありましたか。下記の表に記入してください。 (注) 年次有給休暇を利用した休暇は除いてください。

① 年末年始 (1 月 1 日を含む)	<input type="text"/>	→ 1 月 1 日、週休日を含む。
② 国民の祝日 (1 月 1 日を除く)	<input type="text"/>	→ 1 月 1 日を除き 15 日あります。
③ 夏季休暇	<input type="text"/>	→ 週休日を含む。
④ メーデー	<input type="text"/>	→ 週休日 (土・日など) から①～⑤の休日が重なった日数を除いて記入してください。
⑤ その他 (創立記念日、ゴールデンウィーク等)	<input type="text"/>	日曜日 53 日
⑥ 週休日 (週のうち定まった休業日の年間総数)	<input type="text"/>	完全週休 2 日 約 105 日 隔週週休 2 日 約 79 日
合計 ①+②+③+④+⑤+⑥	<input type="text"/>	→ 年間休日日数になります。

5 育児休業制度等について

(1) 育児休業制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
1	2

(2) 育児休業制度とは、原則として1歳未満の子を養育するために男女労働者が取得できる休業制度をいい、労働基準法上の産前産後休業、育児時間とは別の制度です。

(2) 出産した者又は配偶者が出産した者及び、そのうち育児休業を取得した者は何人いますか。

イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの出産者数（配偶者が出産した男性を含む）	女性	①	人	男性	②	人
ロ イのうち平成31年3月31日までの間に育児休業を開始した者の数	女性	③	人	男性	④	人

(3) 子の看護休暇制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし	
1	2	
子が小学校に入学するまで	子が小学校入学した後も利用可能	定めなし
1	2	3

(3) 子の看護休暇制度とは、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、育児・介護休業法に定められている病気・けがをした子の看護、子の予防接種・健康診断等のために取得できる休暇制度をいいます。

(4) 子の看護休暇を取得した者は何人ですか。

(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間)

	5日未満	5～10日	11日以上	計
女性	人	人	人	人
男性	人	人	人	人

(5) 育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし		
1	2		
子が3歳に達するまで	子が小学校入学前まで	子が小学校入学以降も利用可能	定めなし
1	2	3	4

(6) 育児のための短時間勤務制度を設けていますか。

制度がある	制度はない			
1	2			
子が3歳に達するまで	子が小学校入学前まで	子が小学校入学以降も利用可能	その他	制度はない
1	2	3	4	5

8 雇用管理について

*各就業形態の区分については、別添の記入要領を参考にご回答ください。

(1) 御社の雇用管理における就業形態についてお聞きします。各就業形態ごとに導入している理由をそれぞれ該当するものに○印をつけて下さい（複数回答可）。

活用理由	就業形態							
	正社員	多様な正社員*	契約社員	臨時的雇用者	パートタイマー	出向社員	派遣労働者	その他
1 基幹的な業務を確実に実施するため								
2 質の高い人材を確保するため								
3 仕事（業務量）の繁閑に対応するため								
4 高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため								
5 育児・介護休業等による正社員の代替のため								
6 女性職員を採用・確保するため								

*正社員と比べ、配置転換や転勤、仕事内容や勤務時間などの範囲が限定されている正社員

(2) 社員の希望に従って(1)でお聞きした就業形態を変更する制度等がありますか。

ある	一部ある	ない
1	2	3

(3) 契約社員等(※)を正社員又は多様な正社員として登用する制度がありますか。

ある	ない
1	2

※正社員または多様な正社員を除く労働者

(4) (3)で「ある」と回答したうち、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの実績があれば、その人数を記入してください。

契約社員	臨時的雇用者	パートタイマー	出向社員	派遣労働者
人	人	人	人	人

(5) 御社において、人材確保の観点から8(1)～(3)といった雇用管理のあり方を、今後見直すことをお考えですか。

考えている	考えていない
1	2

※ 御協力ありがとうございました。同封の返信用封筒にご返送願います。（返信郵便料金は当方で負担いたします。）

6 介護休業制度等について

(1) 介護休業制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
1	2

(2) 介護休業制度とは、育児・介護休業法に定められている要介護状態にある家族の介護を行う労働者が取得できる休業制度をいいます。

(2) 家族の介護のため介護休業を取得した者は何人ですか。

(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間)

男性	人	女性	人
----	---	----	---

(2) 同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人として計上してください。

(3) 介護休暇制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
1	2

(3) 介護休暇制度とは、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、育児・介護休業法に定められている要介護状態にある家族の介護や世話をを行う労働者が取得できる短期の休暇制度をいい、介護休業制度とは別の制度になります。

(4) 介護を行う労働者のための休業以外の措置は、どのような制度を設けていますか。

制度がある	制度はない
1	2
(設けている制度すべての番号に○印をつけてください。)	
1	1日目の所定労働時間を短縮する制度
2	週又は月の所定労働時間を短縮する制度
3	週又は月の所定労働日数を短縮する制度（隔日勤務、特定曜日勤務等）
4	労働者が願わずに勤務しない日又は時間を請求することを認める制度
5	フレックスタイム制
6	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
7	労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度

7 高齢者の雇用について

貴事業所では66歳以上の高齢者を雇用していますか。

雇用している	雇用していない
1	2

(雇用形態に該当するすべての番号に○印をつけてください。)

1	正社員
2	契約社員
3	パートタイマー
4	その他

(2) 各雇用形態の区分については、別添の記入要領を参考にご回答ください。

休暇・休日について 参考カレンダー

○ 祝日 △ 振替休日

2018年 平成30年

2018年 4	平成30年 5	6
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6 7	1 2 ③ ④ ⑤	1 2
8 9 10 11 12 13 14	6 7 8 9 10 11 12	3 4 5 6 7 8 9
15 16 17 18 19 20 21	13 14 15 16 17 18 19	10 11 12 13 14 15 16
22 23 24 25 26 27 28	20 21 22 23 24 25 26	17 18 19 20 21 22 23
⑨ ⑩	27 28 29 30 31	24 25 26 27 28 29 30
7	8	9
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4	1
8 9 10 11 12 13 14	5 6 7 8 9 10 ⑪	2 3 4 5 6 7 8
15 ⑬ 17 18 19 20 21	12 13 14 15 16 17 18	9 10 11 12 13 14 15
22 23 24 25 26 27 28	19 20 21 22 23 24 25	16 ⑭ 18 19 20 21 22
29 30 31	26 27 28 29 30 31	⑮ ⑯ 25 26 27 28 29 30
10	11	12
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6	1 2 ③	1
7 ⑧ 9 10 11 12 13	4 5 6 7 8 9 10	2 3 4 5 6 7 8
14 15 16 17 18 19 20	11 12 13 14 15 16 17	9 10 11 12 13 14 15
21 22 23 24 25 26 27	18 19 20 21 22 ⑲ 24	16 17 18 19 20 21 22
28 29 30 31	25 26 27 28 29 30	⑳ ㉑ ㉒ 25 26 27 28 29 30 31

2019年 平成31年

2019年 1	平成31年 2	3
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
① 2 3 4 5	1 2	1 2
6 7 8 9 10 11 12	3 4 5 6 7 8 9	3 4 5 6 7 8 9
13 ⑫ 15 16 17 18 19	10 ⑬ 12 13 14 15 16	10 11 12 13 14 15 16
20 21 22 23 24 25 26	17 18 19 20 21 22 23	17 18 19 20 ㉒ 22 23
27 28 29 30 31	24 25 26 27 28	24 25 26 27 28 29 30 31

石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

令和2年3月 発行

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話：076-225-1531 FAX：076-225-1534

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/index.html>

石川県職業能力開発プラザ

「働きたい人」「働く人」を応援します

- ・職業能力開発・労働問題・労務管理の相談
- ・内職情報のご案内
- ・総合労働相談会を毎月第3水曜日 13:30～16:00 に開催

ホームページ

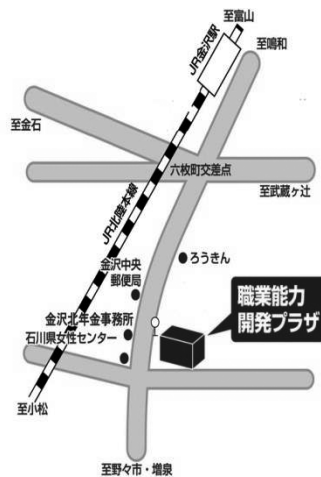
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/>

携帯サイト

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/index.html>

E-mail

pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp



〒920-0862 金沢市芳齊1丁目15番15号

Tel. 076-261-1400(代) Fax. 076-261-1402

●JR 金沢駅兼六園口より徒歩約8分 ●北鉄「三社」バス停より徒歩1分

開所日時 月～金 8:30～17:00 (日・祝・年末年始除く)